

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した結果、家族別離が生じ、平成26年8月頃に帰還した申立人らについて、平成24年5月分までの家族間移動交通費、帰宅交通費、平成23年9月分までの生活費増加分及び精神的損害の増額分が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

【損害項目及び期間】

- 1 帰宅交通費（Aからの帰宅及びBからの帰宅について）
- 2 生活費増加費用
 - （1）水購入費
（期間 平成23年3月11日から平成23年9月30日まで）
 - （2）食費（自家消費米分）
（期間 平成23年3月11日から平成23年9月30日まで）
 - （3）家族間移動交通費
（期間 平成23年11月から平成24年5月まで）
- 3 精神的損害（申立人X2及び同X3分）（増額分）
（期間 平成23年4月14日から平成23年9月30日まで）

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目についての和解金として、金36万1800円の支払義務のあることを認める。

【内訳】

- 1 帰宅交通費（Aからの帰宅及びBからの帰宅について） 2万5720円
- 2 生活費増加費用
 - （1）水購入費 4万1000円
 - （2）食費（自家消費米分） 3万5000円
 - （3）家族間移動交通費 8万0080円
- 3 精神的損害（申立人X2及び同X3分）（増額分） 18万0000円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）

について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年7月23日

（仲介委員 大汐義光）